

2021年4月1日

PGF生命  
〔 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル  
生命保険株式会社 〕

## 「認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）」に 「米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約」を新設

PGF生命（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、代表取締役社長 兼 CEO 阪本浩明）は、2021年4月1日（木）より、「認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）」\*1において、「米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約」の取り扱いを開始します。

「米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約」は、『人生100年時代』を迎えるにあたり、さらに幅広く認知症や介護のリスクにそなえたいというお客さまのニーズにお応えするため開発されました。本特約を付加することにより、軽度認知障害（MC I）と診断確定された場合、もしくはPGF生命所定の要支援・要介護状態に該当した場合に、特約介護保険金を受け取ることができ、年齢とともに高まる認知症のリスクに早くからそなえることが可能となります。

軽度認知障害（MC I）とは、認知症の一步手前の段階と言われ、日常生活への影響はないかあっても軽度なもので、認知症とは診断できない状態のことです。MC Iと診断確定された場合に本特約の保険金\*2を被保険者さまご本人にお支払いし、認知症の発症を遅らせるための適切なケア、リハビリ等にお使いいただけます。症状の改善や認知症の発症を遅らせることで、ご本人だけでなく、認知症の介護に伴うご家族の不安と負担も軽減することができます。

PGF生命は、今後も、より多くのお客さまにご満足いただける商品とサービスの提供に取り組んでまいります。

\*1 本特約の新設に伴い、「認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）」の商品性および保険会社が想定する顧客ニーズへの適合性について、株式会社投信・保険ビジネス総合研究所による評価を取得しました。

\*2 特約介護保険金のお支払いはご契約から2年経過以後になります。2年以内に特約介護保険金の支払事由に該当された場合は、ご契約から2年経過以後に特約介護保険金をお支払いします。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。